

## 介護保険料をお知らせする決定通知は、7月中旬の発送予定です 令和2年度介護保険料と各種軽減制度について

### 65歳以上の人の介護保険料

被保険者本人の前年の収入、被保険者本人および世帯員の当該年度住民税課税状況などに基づき介護保険料を決定します。

※土地建物の譲渡所得がある人は、特別控除後の所得が保険料算定の指標となります。

なお、所得段階が第1～3段階の人は、介護保険料が軽減されています。【表1】をご確認ください。

### ■支払方法

①年金額が年額18万円以上の人は、特別徴収（年金からの引き落とし）

②年金額が年額18万円未満の人、年度途中で65歳に達した人、転入した人は普通徴収（納付書での支払い）

※口座振替での納付（普通徴収の人のみ）を希望する場合は、市内の金融機関・郵便局へお申込みください。

※徴収方法を変更することはできません。

【表1】

所得段階	所得区分	令和元年度年額	令和2年度年額
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額（課税年金収入に係る所得を除く）+課税年金収入額が80万円以下の人	20,600円	16,500円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額（課税年金収入に係る所得を除く）+課税年金収入額が80万円より多く120万円以下の人	31,600円	24,700円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第1段階および第2段階以外の人	39,800円	38,500円

### 介護保険料の減額について

世帯の生計を主として維持する者の収入が失業などにより著しく減少した場合や、住民税非課税世帯で、生活保護基準額程度の収入、預貯金が100万円未満であるなどの要件に該当する人はご相談ください。

### 40歳～64歳の人の介護保険料

加入している医療保険（健康保険）に医療保険分と合わせて納付します。医療保険によって保険料の金額や納付方法が異なりますのでご注意ください。

### 利用料や食費・居住費（滞在費）の負担を軽減する制度

軽減や助成の制度	対象	内容
介護保険施設における食費・居住費の負担減額	住民税非課税世帯で、資産などが一定の要件に該当する人	介護保険施設入所（短期入所を含む）における食費や居住費（滞在費）の負担額の減額
社会福祉法人等利用者負担額の軽減	社会福祉法人などが提供する通所、訪問サービス、短期入所サービスを利用している人、特別養護老人ホームに入所している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年間収入が単身世帯で150万円以下の人など	利用料、食費・居住費（滞在費）が軽減されることがあります。
介護保険居宅サービスなど利用者負担額の助成	通所、訪問サービスなど、在宅のサービス（住宅改修、特定福祉用具販売を除く）を利用している人のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準額程度の収入である人	月ごとの利用料から3,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額を助成

※判定に用いる収入は、親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含まれます。借家などの不動産収入がある場合には、別途収入を算出し、資産保有にも制限があります。

情報

若い世帯をサポートします  
移住・子育てリフォーム補助金

県外からの移住者世帯や子育て世帯に対し、リフォーム工事費用の一部を補助します。

区分	対象	補助額
① 県外から移住する若い世帯が行うリフォーム	県外から移住する次のいずれかに当てはまる世帯 ・夫婦いずれかが満40歳未満の世帯 ・中学生以下の子と同居する満46歳未満の親	リフォームに要する経費の20% ※20万円を上限
② 子育て世帯が行うリフォーム	中学生以下の子が属する世帯 ※市内在住可	リフォームに要する経費の30% ※30万円を上限

注①、②は併用可。工事着手前および工事請負契約前に申請が必要です。

※事後の申請は不可。また予算が無くなり次第終了となります。

申・問建築住宅課 ☎ 983・2750



▲詳細はホームページをご確認ください

情報

パブリック・コメント募集  
三島市無電柱化推進計画(案)

皆さんの意見を広く募集します。

案件名 三島市無電柱化推進計画(案)

内容 災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、三島市における無電柱化(電線を地下に埋設することなどにより、道路上の電柱を撤去すること。)の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。計画期間は令和2年度～令和7年度を予定しています。

募集期間 7月13日(月)～8月12日(水)

提出方法 募集期間内に、直接または郵送、FAX、メールで都市整備課街路係 ☎ 411・8666 北田町4・47、FAX 973・7241、✉ toshisei@city.mishima.shizuoka.jp ※市ホームページでも受け付け。資料は、市ホームページ、市役所情報公開コーナー、都市整備課、生涯学習センター、各公民館(北上、中郷、錦田、坂)で取得および閲覧ができます。

問都市整備課 ☎ 983・2634

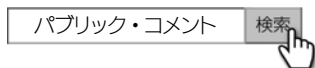
予告

10月実施分までの案件は5月1日号、12月実施分は6月1日号に掲載しています  
令和2年度パブリック・コメント実施予定(1月以降実施分)

パブリック・コメント制度について

市が基本的な政策などを策定する場合、市民の皆さまからご意見を伺い、それを考慮して最終案を決定します。その際に、寄せられたご意見に対する行政の考え方を併せて公表する制度です。

令和元年度の実施結果、令和2年度の意見の募集予定など詳細は、市ホームページから「パブリック・コメント」と検索してください。



■制度の目的

行政運営の透明性の向上や市民の行政参画の機会拡充を図り、行政運営の公正を確保します。

■令和2年度パブリック・コメント実施予定

今後、広報みしまや市ホームページ、生涯学習センター、公民館などでお知らせしていきます。

案件名(案)	担当課	意見募集予定期間
三島市空家等対策計画	建築住宅課	1月4日～2月3日
三島市耐震改修促進計画	建築住宅課	1月4日～2月3日
第5次三島市総合計画 前期基本計画	政策企画課	1月8日～2月8日
第2期住むなら三島・総合戦略	政策企画課	1月8日～2月8日
三島市国土強靱化地域計画	危機管理課	1月15日～2月14日
三島市国民健康保険保健事業実施計画(中間見直し)	保険年金課	1月18日～2月19日
三島市公共施設等総合管理計画【第3版】	管財課	2月1日～3月2日
三島市行政改革大綱	政策企画課	2月1日～3月2日
三島市自転車活用推進計画	商工観光課	2月1日～3月2日

問政策企画課 ☎ 983・2616